

(平成22年1月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月5日から同年8月30日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を20年4月5日に、資格喪失日に係る記録を同年8月30日とし、当該期間の標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月から同年8月まで

申立期間当時、私は、学徒動員としてA社で働いていた。同じ学徒動員として同事業所で働いていた同僚に厚生年金保険被保険者記録があるのに、私の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

調査の上、記録訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間のB学校在学中から昭和20年6月の農繁期まで、A社に勤務していたとしている。申立人の所持する学徒動員隊の同窓名簿、及び申立人の供述の中で、同事業所へは教師の引率により赴任したこと、並びに昭和20年3月ごろ、B学校の卒業式に出席するため一時帰郷したこと及び同年6月末に農繁期を理由に休暇を取得して再び帰郷したことなど具体的に説明されており、その内容は、同時期に同事業所に勤務した同僚の供述と一致していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち、同年1月から同年3月までの期間において同事業所に勤労働員学徒として勤務していたことが認められる。

また、申立期間のうち、昭和20年4月5日から同年8月30日までの期間については、申立人同様にB学校出身で、申立人と同時期に同じ業務に従事していたとする同僚8人全員に当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月5日から同年8月30日までの期間の厚生年金保険料について事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚に係るA社における昭和20年4月から同年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、30円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は既に廃業しており、当時の事業主等の居所も不明であることから確認できないが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたことは考えられない上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和20年1月から同年3月までの期間については、学徒の勤労働員が通年化された後の19年5月には、勤労働員学徒は労働者年金保険の被保険者には該当しない旨が労働者年金保険法施行令（昭和16年勅令第1250号）第10条第3号及び厚生省告示第50号（昭和19年5月29日）に明文化されているところ、申立人が記憶するB学校出身の同僚8人全員について当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、申立事業所は既に廃業し、当時の事業主等の所在も不明であることなどから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる人事記録等関係資料や供述が得られない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年1月から同年3月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島国民年金 事案477

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から51年9月まで

私は、21歳の時に国民年金保険料が2年間さかのぼって納付できることを知り、A市区町村役場（現在は、B市区町村役場）で加入手続を行った際に、20歳からの未納保険料として1年数か月分をまとめて一括納付した。

また、以後の期間は、家族が自治会を通じて納付した。

申立期間が未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所（当時）が保管する被保険者台帳管理簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月7日に払い出されたことが確認できることから、当該時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、特例納付を行った形跡も見当たらない上、申立人の国民年金加入手続及び保険料の一括納付を行った時期及び一括納付した保険料額の記憶は曖昧である。

また、申立人は、21歳の時に一括納付した以後の期間の保険料は家族が自治会を通じて納付していたと主張しているが、社会保険事務所（当時）の被保険者台帳及びB市区町村が保管する国民年金被保険者カードのいずれにおいても、申立人が昭和53年11月15日に51年10月から53年3月までの期間（1年6か月分）の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立人の主張とは矛盾する。

さらに、申立人は、申立期間のうち自治会を通じて納付したとする期間に係る国民年金保険料の納付に關与しておらず、申立人の保険料を納付した可能性がある申立人の両親は既に死亡している上、申立人の姉の保険料納付に係る記憶も曖昧であることから、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案478

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年2月まで

私は、20歳頃から、兄（長男）の船に乗るようになったが、船員保険に加入していなかったため、母が役場で国民年金の加入手続を行ったと聞いている。手続を行っているにもかかわらず、保険料納付済期間が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る保険料納付に関与しておらず、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親も既に死亡していることから、国民年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されている申立人の兄夫婦（二組4人）は、いずれも申立期間が未納となっている上、4人とも故人であることから、当時の状況を確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、A市区町村が保管する申立人に係る被保険者名簿の「検認記録」欄を見ると、昭和36年4月から同年12月までの期間には、「時効消滅」と押印されているなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月4日から53年4月15日まで

私の申立期間に係る標準報酬月額は、記録上、2万円から11万円とされているが、A社B工場から実際に支給されていた給与額は記録上の標準報酬月額よりも1万円から2万円は多かったと記憶している。

また、昭和43年には家の改築のために住宅金融公庫（当時）から資金を17万円ほど借り入れているが、当時、同公庫からお金を借りるためには厳しい審査があり、記録上の標準報酬月額に基づく収入では借入れができなかったはずである。

申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載されている標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、また、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡もない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者原票の裏面には、申立人の傷病手当金の支給金額についての記載があるところ、当該支給金額は、オンライン記録上の標準報酬月額に基づいて算出されていることが確認できる。

加えて、申立人と同じ昭和42年1月4日付けで申立事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した男性職員5人の標準報酬月額（資格取得時決定）は、すべて申立人と同じ2万円であることが確認できる。

また、独立行政法人住宅金融支援機構へ照会したところ、申立人の住宅資金の借入れに係る関係書類は既に廃棄しており残っていないが、昭和43年当時、住宅金融公庫（当時）から住宅の新築又は改良に係る資金として17万円を借り入れる場合、申込者の最低月収として申立人が主張する月収（3万円から4万円）までは求めていなかったことが確認できる。

さらに、申立事業所（平成12年4月1日にC社との合併により全喪後、平成18年2月にD社を設立）に照会したところ、平成7年の阪神大震災の影響で多くの資料を喪失した上、申立人が勤務したとするB工場は移転していることなどから、申立人の主張する標準報酬月額に係る届出及び保険料控除について、申立期間当時の資料は残っておらず、詳細は不明であるとしている。

加えて、申立人は、標準報酬月額について、記録上の標準報酬月額よりも1万円から2万円多いはずであると主張するのみであり、その金額は特定されていない上、申立期間当時の給与支給額や、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月6日から55年3月21日まで
私は、昭和54年5月から55年3月までA都道府県B市区町村のC事業所において勤務した。就職する時に、事業主から福利厚生については、心配ないと話があり、厚生年金保険にも加入していたと思う。
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和54年5月21日付け申立事業所内で撮影した写真及び申立人の雇用保険被保険者記録等から、申立人が、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所となった事実は確認できず、事業主も、「当事業所が厚生年金保険の適用事業所となった事実は無く、申立期間当時、従業員は国民健康保険組合及び雇用保険に加入していた。」と供述している上、申立事業所が保管する申立人に係る申立期間のうち、昭和54年5月から同年12月分の給与台帳において、申立人の給与から国民健康保険組合保険料が控除されていることは確認できるが、厚生年金保険料が控除された事実は確認できない。

また、申立人が記憶している同僚も、「申立事業所に勤務していた昭和51年から56年ごろまでは、国民健康保険組合に加入していた。」と回答しているところ、当該同僚に係る申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該同僚から、申立人が申立事業所において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

さらに、申立人について、D国民健康保険組合に確認したところ、国民健康保険組合の加入日及び加入期間は、これに係る資料を廃棄しているため不明であるとしているが、申立事業所に係る国民健康保険組合への加入は、昭和43年6月18日から現在まで続いていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。